

女性労基則の改正(10月1日～)

第一管理区分工場では



第三管理区分工場では



**有害物質発散する場所(第三管理区分)では
マスクしても女性の就業は禁止される！**

【キーワード】

有害業務、・有機溶剤取扱い業務、・鉛取り扱い業務、・特定化学物質取り扱い業務、・タンク内作業、
船倉内作業、
作業環境測定「第三管理区分」

【業種】 製造業、・建設業（塗装業）、・建設業（清掃施設工事）

【対象講習会】

職長・安全衛生責任者・安全衛生責任者（建設業・造船業）
上級職等の教育（職長教育終了後概ね5年毎）
特別教育（有機溶剤取扱業務）

「女性労働基準規則」の改正：【施行日】平成24年10月1日

【改正の主旨】：母性保護のため、**有害物質が発散する場所での女性の就業を禁止**

【改正の概要】：母性保護のため、生殖機能などに有害な下記に規定する25物質が発散する下記の場所での女性の就業を禁止する旨改正された。

1. 対象業務

- 1) 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「**第三管理区分**」(規制対象となる化学物質の空气中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業場での業務
- 2) タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられている業務

2. 対象物質 (25物質)

- 1) 「有機則の適用を受ける物質」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11物質
「エチレングリコールモノエチルエーテル (セロソルブ)」、「エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (セロソルブアセテート)」、「エチレングリコールモノメチルエーテル (メチルセロソルブ)」、「キシレン」、「N,N-ジメチルホルムアミド」、「スチレン」、「テトラクロルエチレン (パークロルエチレン)」、「トリクロルエチレン」、「トルエン」、「二硫化炭素」、「メタノール」
- 2) 「特化則の適用を受ける物質」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13物質
「アクリルアミド」、「エチレンイミン」、「エチレンオキシド」、「塩化ニッケル (II) (粉状のものに限る)」、「塩素化ビフェニル (PCB)」、「カドミウム化合物」、「クロム酸塩」、「五酸化バナジウム」、「水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く)」、「砒素化合物」、「ペータープロピオラクトン」、「ペンタクロルフェノール (PCP) 及びそのナトリウム塩」、「マンガン」
- 3) 「鉛則の適用を受ける物質」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1物質
「鉛及びその化合物」

3. 付記

本改正により、比較的身近な業務と思われる次のような業務は、たとえ作業者が呼吸用保護具を着用していても禁止となる。

- 1) クロム酸塩含有の防錆塗料やトルエンとかキシレンのような有機溶剤含有の塗料を使用しての「タンク内」塗装業務で、女子を使用しての作業
- 2) 上記の塗料を使用しての、作業環境測定結果が「**第三管理区分**」である屋内作業場での塗装業務で、女子を使用しての作業

(以上)

《 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 / 東京技能者協会 》